

第一百三十四条 新租税特別措置法第六十八条の四十一の規定は、同条第一項から第三項までに規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の四十一第一項から第三項までに規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(連結法人の準備金に関する経過措置)

第一百三十五条

新租税特別措置法第六十八条の四十三第一項、第六十八条の四十四第

一項、第六十八条の四十六第一項、第六十八条の五十第一項、第六十八条の五十五第一項(第一号の二に係る部分を除く。)、第六十八条の五十六第一項、第六十八

条の五十八第一項並びに第六十八条の六十一第一項及び第二項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の四十三第一項、第六十八条の四十四第一項、第六十八条の四十六第一項、第六十八条の五十第一項、第六十八条の五十五第一項、第六十八条の五十六第一項、第六十八条の五十八第一項並びに第六十八条の六十一第一項及び第二項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八条の四十五の規定は、同条第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧租税特別措置法第五十五条の六第一項の表の第一号又は第三号の上欄に掲げるものの施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十八条の四十五第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度であつて、会社法施行日前に終了する連結事業年度の同項の規定の適用については、「同項中「損金経理の方法」とあるのは「損金経理の方法」(当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)」と、「積み立てたとき(当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立

金として積み立てる方法により特定災害防止準備金として積み立てたときを含む。」とあるのは「積み立てたとき」とする。

4

施行日前に旧租税特別措置法第六十八条の四十五第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同条第二項第二号に規定する政令で定めるところにより委託している信託財産に係る信託の契約を締結しているもの（次項において「信託契約締結連結法人」という。）の施行日以後に終了する連結事業年度（会社法施行日前に終了する連結事業年度に限る。）の連結所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

| 第八項 | 第五十五条の六第一項 | 第一項 |
|---|------------|--|
| 第八項 第二項第 二号及び 第三項か ら第五項 まで | 第五十五条の六第一項 | 第五十五条の六第一項 所徴税法等の一部を改正する等 の法律（平成十八年法律第 号）附則第一百九条第四項の規 定によりなおその効力を有する ものとされる同法第十三条の規 定による改正前の租税特別措置 法（以下この条において「旧効 力措置法」という。）第五十五 条の六第一項 |
| 第五十五条の六第一項 | 第五十五条の六第一項 | 平成十九年三月三十日 同表の第二号の中欄に規定する 廃棄物の最終処分の終了の日（ 第八項において「廃棄物最終処 分終了の日」という。） |

旧効力措置法第五十五条の六第
一項

第五十五条の六第一項

| | | | | |
|------------------|--|---|--|-------------------|
| | | | 第十項 | |
| | | 第五十五条の六第一項 | 平成十九年三月三十一日 | 一項 廃棄物最終処分終了の日 |
| 第五十五条の六第一項 | 「第五十五条第十一項」とあるのは「第五十五条の六第十一項」 | 「第五十五条第十一項」とあるのは「第五十五条の六第十一項」 | 旧効力措置法第五十五条の六第一項 | 一項 |
| 旧効力措置法第五十五条の六第一項 | 「同条第十一項」とあるのは「第五十五条の六第十一項」とあるのは「第五十五条の六第十一項」 | 「第六十八条の四十五第二項」の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力単体措置法」という。）第五十五条の六第十一項 | 「第六十八条の四十五第二項」の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の四十五第二項 | 第六十八条の四十五第二項 |

| | | | | |
|---|---|--------------|----------------------|-----------------------|
| | | | | |
| 第一項 | 第五十五条の六第一項 | 第六十八条の四十五第二項 | 第五十五条の六第十二項 | 一項 |
| 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第二号）附則第一百九条第五項の規定によりなおその効力を有する | 信託契約締結連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度（会社法施行日以後に終了する連結事業年度に限る。）の連結所得の金額の計算については、旧租税別措置法第六十八条の四十五の規定は、なおその効力を有する。この場合において次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。 | 第六十八条の四十五第二項 | 第五十五条の六第十四項 | 旧効力連結措置法第六十八条の四十五第二項 |
| 第十六項 | 第六十八条の四十五第二項 | 第五十五条の六第一項 | 旧効力連結措置法第五十五条の六第一項 | 旧効力単体措置法第五十五条の六第十二項 |
| 第十五項 | 第六十八条の四十五第二項 | 第五十五条の六第十四項 | 旧効力連結措置法第六十八条の四十五第二項 | 旧効力単体措置法第五十五条の六第十五第二項 |
| 第十四項 | 第六十八条の四十五第二項 | 第五十五条の六第一項 | 旧効力連結措置法第五十五条の六第一項 | 旧効力単体措置法第五十五条の六第十四項 |
| 第十三項 | 第六十八条の四十五第二項 | 第五十五条の六第一項 | 第五十五条の六第一項 | 旧効力単体措置法第五十五条の六第十三項 |
| 第十二項 | 第六十八条の四十五第二項 | 第五十五条の六第一項 | 第五十五条の六第一項 | 旧効力連結措置法第六十八条の四十五第二項 |

信託契約締結連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度（会社法施行日以後に終了する連結事業年度に限る。）の連結所得の金額の計算については、旧租税特別措置法第六十八条の四十五の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第二号）附則第百九条第五項の規定によりなおその効力を有する

| | | | | |
|------------|---------------------------------|------------------|---|---|
| | | | | |
| 第八項 | 第二項第一 二号及び 第三項から第五項 まで | 第五十五条の六第一項 | 損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てたとき） | 同表の第一号の中欄に規定する廃棄物の最終処分の終了の日（第八項において「廃棄物最終処分終了の日」という。） |
| 第五十五条の六第一項 | 一項 | 旧効力措置法第五十五条の六第一項 | 損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特定災害防止準備金として積み立てたときを含む。） | 条の六第一項 |

| | | | | |
|------------|---------------------------|--------------|-------------------------------|------------------------------|
| | | | 平成十九年三月三十一日 | 廃棄物最終処分終了の日 |
| 第十一項 | 第五十五条の六第一項 | 第五十五条の六第一項 | 第五十五条の六第一項 | 旧効力措置法第五十五条の六第一項 |
| 第五十五条の六第一項 | 「同条第十一項」とあるのは「第五十五条の六第十一項 | 第六十八条の四十五第二項 | 「第五十五条第十一項」とあるのは「第五十五条の六第十一項」 | 「第五十五条第十一項」とあるのは「第五十五条の六第一項」 |
| 一項 | 「同条第十一項」とあるのは「第五十五条の六第十一項 | 第六十八条の四十五第二項 | 第六十八条の四十五第二項 | 第六十八条の四十五第二項 |
| 一項 | 「同条第十一項」とあるのは「第五十五条の六第十一項 | 第六十八条の四十五第二項 | 第六十八条の四十五第二項 | 第六十八条の四十五第二項 |

| | | | | |
|---|--------------|--------------------------|--------------------------|--|
| | | | | |
| 第一項 | 第六十八条の四十五第二項 | 第五十五条の六第十二項 | 旧効力連結措置法第六十八条の 四十五第二項 | |
| 熱量変更費用（第五十六条の二） | 第五十五条の六第一項 | 旧効力単体措置法第五十五条の 六第十二項 | 旧効力連結措置法第六十八条の 四十五第二項 | |
| 熱量変更費用（所得税法等の一） | 第六十八条の四十五第一項 | 旧効力連結措置法第六十八条の 四十五第二項 | 旧効力連結措置法第五十五条の 六第十四項 | |
| する。 | 第五十五条の六第十四項 | 旧効力連結措置法第六十八条の 四十五第二項 | 旧効力連結措置法第五十五条の 六第十四項 | |
| 親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同条第二項に規定するガスの供給計画につき同項に規定する届出を施行日前に行つたものの当該ガスの供給計画に定められた同条第一項に規定する熱量変更計画に係る同項のガス熱量変更準備金を含む。（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた旧租税特別措置法第五十九条の二第一項のガス熱量変更準備金を含む。）については、旧租税特別措置法第六十八条の四十九の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と | 第五十五条の六第一項 | 旧効力連結措置法第六十八条の 四十五第二項 | 旧効力連結措置法第五十五条の 六第十四項 | |

旧租税特別措置法第六十八条の四十九第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同条第二項に規定するガスの供給計画につき同項に規定する届出を施行日前に行つたものの当該ガスの供給計画に定められた同条第一項に規定する熱量変更計画に係る同項のガス熱量変更準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた旧租税特別措置法第五十六条の二第一項のガス熱量変更準備金を含む。）については、旧租税特別措置法第六十八条の四十九の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

| 第一項 | | | | | |
|---|------------------------------|------------------------------|---|------------------------------|------------------------------|
| 部を改正する等の法律（平成十八年法律第 号）附則第九条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」といいう。）第五十六条の二第一項 | 熱量の変更（第五十六条の二第二項） | 熱量の変更（旧効力措置法第五十六条の二第一項） | 熱量の変更（旧効力措置法第五十六条の二第一項） | 熱量の変更（旧効力措置法第五十六条の二第一項） | 第一項 |
| 第九項 | 第三項から第五項まで | 第二項 | 第一項第二号 | 第一項第一号 | 第一項 |
| 第五十六条の二第一項 | 第五十六条の二第二項 | 第五十六条の二第二項 | 第五十六条の二第一項 | 第五十六条の二第一項 | 第五十五条第十一項 |
| 「第五十五条第十一項」とあるのは「第五十六条の二第十項」 | 「第五十五条第十一項」とあるのは「第五十六条の二第十項」 | 「第五十五条第十一項」とあるのは「第五十六条の二第十項」 | 「第五十五条第十一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第 号）附則第一百九条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において | 「第五十五条第十一項」とあるのは「第五十六条の二第十項」 | 「第五十五条第十一項」とあるのは「第五十六条の二第十項」 |

| | | | | |
|--|--|---|--|--|
| <p>第六十八条の四十九第一項及び 第四項の</p> <p>「同条第十一項」とあるのは「 第五十六条の二第十項</p> <p>第六十八条の四十九第一項及び 第四項中</p> | <p>「同条第十一項」とあるのは「 旧効力連結措置法第六十八条の 二第十項</p> <p>旧効力連結措置法第六十八条の 四十九第一項及び第四項中</p> | <p>第六十八条の四十九第一項及び 第四項の</p> <p>第六十八条の四十九第一項及び 第四項の</p> | <p>「同条第十一項」とあるのは「 旧効力単体措置法第五十六条の 二第十項</p> <p>第六十八条の四十九第一項及び 第四項の</p> | <p>所得税法等の一部を改正する等 の法律（平成十八年法律第 号）附則第二百三十五条第六項 の規定によりなおその効力を有 するものとされる同法第十三条 の規定による改正前の租税特別 措置法（以下この項において「 旧効力連結措置法」という。） 第六十八条の四十九第一項及び 第四項の</p> |
|--|--|---|--|--|

(連結法人である農業生産法人の課税の特例に関する経過措置)

新租税特別措置法第六十八条の五十五（第一項第一号の二に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同号に掲げるものの附則第一条第十一号に定める日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用する。

新租税特別措置法第六十八条の六十四第一項及び第六十八条の六十五第一項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の六十四第一項及び第六十八条の六十五第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日前に終了した連結事業年度分の法人税について

は、なお従前の例による。

(連結法人の交際費等の損金不算入に関する経過措置)

第一百三十七条 新租税特別措置法第六十八条の六十六の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(連結法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置)

第一百三十八条 新租税特別措置法第六十八条の七十第一項(新租税特別措置法第六十八条の七十一第八項において準用する場合を含む。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八条の七十一第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十八条の七十一第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成十八年十月一日以後に行う同項に規定する非適格株式交換等について適用する。

4 新租税特別措置法第六十八条の七十二第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十号に定める日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に行つた旧租税特別措置法第六十八条の七十二第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第六十八条の七十五(新租税特別措置法第六十五条の四第一項第九号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について

適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に行つた旧租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

6 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する旧租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等が、施行日前に旧租税特別措置法第六十五条の四第一項第十二号に規定する法人に同号（口に係る部分に限る。）の事業の用に供するため買い取られた場合については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第六十八条の七十五（新租税特別措置法第六十五条の四第一項第十二号口に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に行つた旧租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

8 新租税特別措置法第六十八条の七十五（新租税特別措置法第六十五条の四第一項第十三号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行う新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に行つた旧租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

9 新租税特別措置法第六十八条の七十五（新租税特別措置法第六十五条の四第一項第十九号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に行つた旧租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡及び当該土地等のうち中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる保留地の特例に係る同法第一条の規定による改正前を中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第七条第一項に規定する保留地に対応する部分の同日以後に行う譲渡に係る法律第七条第一項に規定する保留地に対応する部分の同日以後に行う譲渡に係る

法人税については、なお従前の例による。

10 新租税特別措置法第六十一条の七十八第一項（同項の表以外の部分に限り、新租税特別措置法第六十一条の七十九第八項において準用する場合を含む。）の規定は、

連続親法人又は当該連続親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連続親法人又は当該連続親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

11 新租税特別措置法第六十一条の七十八から第六十一条の八十まで（新租税特別措置法第六十一条の七十八第一項の表の第九号の上欄に係る部分に限る。）の規定は、連続親法人又は当該連続親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行う同欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用し、連続親法人又は当該連続親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第六十一条の七十八第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

12 連続親法人又は当該連続親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第六十一条の七十八第一項の表の第十五号又は第六号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

13 新租税特別措置法第六十一条の七十八から第六十一条の八十まで（新租税特別措置法第六十一条の七十八第一項の表の第十八号の下欄に係る部分に限る。）の規定は、連続親法人又は当該連続親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得をする同欄に掲げる資産について適用し、連続親法人又は当該連続親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得をした旧租税特別措置法第六十一条の七十八第一項の表の第二十一号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

14 新租税特別措置法第六十一条の七十九第一項の規定は、連続親法人又は当該連続親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連続親法人又は当該連続親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

15 新租税特別措置法第六十一条の七十九第十二項の規定は、連続親法人又は当該連続親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成十八年十月一日以後に行う同項に規定する非邁格株式交換等について適用する。

16 新租税特別措置法第六十一条の八十二第一項（新租税特別措置法第六十一条の八

- 十三第九項において準用する場合を含む。）及び新租税特別措置法第六十八条の八十三第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。
- 17 新租税特別措置法第六十八条の八十三第十三項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成十八年十月一日以後に行う同項に規定する非適格株式交換等について適用する。
- 18 新租税特別措置法第六十八条の八十四第一項（新租税特別措置法第六十八条の八十五第九項において準用する場合を含む。）及び新租税特別措置法第六十八条の八十五第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。
- 19 新租税特別措置法第六十八条の八十五第十三項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成十八年十月一日以後に行う同項に規定する非適格株式交換等について適用する。
- 20 新租税特別措置法第六十八条の八十五の二第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。
- 21 新租税特別措置法第六十八条の八十五の三の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第九号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十八条の八十五の三第一項に規定する所有隣接土地等の交換に係る法人税について適用する。

（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に関する経過措置）

- 第一百三十九条 新租税特別措置法第六十八条の八十八第六項の規定は、連結法人の施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得の金額又は連結欠損金額について法人税法第二条第四十三号に規定する更正（以下この条において「更正」という。）又は同法第二条第四十四号に規定する決定（以下この条において「決定」という。）をする場合について適用し、連結法人の施行日前に開始した連結事業年度の連結所

得の金額又は連結欠損金額について更正又は決定をする場合については、なお従前の例による。

(連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例に関する経過措置)

第一百四十条 新租税特別措置法第六十八条の八十九の規定は、連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。この場合において、連結法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する連結事業年度における同条の規定の適用については、同条第一項中「資金供与者等に負債の利子等」とあるのは「資金供与者等（政令で定める者を除く。以下この条において同じ。）に負債の利子等（政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）」と、「国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債」とあるのは「国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債（政令で定める負債を除く。以下この条において同じ。）」とする。

(連結法人に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入に関する経過措置)

第一百四十二条 新租税特別措置法第六十八条の九十第一項の規定は、会社法施行日以後の日をその支払に係る基準日とする同項に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配がある場合について適用し、会社法施行日前の日をその支払に係る基準日とする旧租税特別措置法第六十八条の九十第一項に規定する利益の配当又は剰余金の分配がある場合については、なお従前の例による。

2

新租税特別措置法第六十八条の九十二第一項の規定は、会社法施行日以後の日をその支払に係る基準日とする同項に規定する剰余金の配当等がある場合について適用し、会社法施行日前の日をその支払に係る基準日とする旧租税特別措置法第六十八条の九十二第一項に規定する利益の配当又は剰余金の分配がある場合については、なお従前の例による。

(連結法人に係る特定外国信託の留保金額の益金算入に関する経過措置)

第一百四十二条 新租税特別措置法第六十八条の九十三の四第一項の規定は、会社法施行日以後の日をその支払に係る基準日とする同項第三号に規定する剰余金の配当等がある場合について適用し、会社法施行日前の日をその支払に係る基準日とする旧租税特別措置法第六十八条の九十三の四第一項第三号に規定する利益の配当又は剰余金の分配がある場合については、なお従前の例による。

(特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例に関する経過措置)

第一百四十三条 新租税特別措置法第六十八条の百第一項の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が平成十九年一月一日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(連結法人の転廃業助成金等に係る課税の特例に関する経過措置)

第一百四十四条 新租税特別措置法第六十八条の百二第二項(同条第十項において準用する場合を含む。)及び同条第四項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する経過措置)

第一百四十五条 新租税特別措置法第六十八条の百二の二の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する少額減価償却資産について適用する。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成十八年三月三十一日以前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八条の百三の三第一項に規定する少額減価償却資産については、なお従前の例による。

(連結法人の株式交換又は株式移転に係る課税の特例に関する経過措置)

第一百四十六条 連結法人が平成十八年十月一日に行つた旧租税特別措置法第六十八条の百四第一項に規定する特定子会社株式の同項に規定する株式交換等による移転及び旧租税特別措置法第六十八条の百五第一項に規定する子会社株式等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2 連結法人が施行日から平成十八年九月三十日までの間に行つた旧租税特別措置法第六十八条の百五第一項に規定する子会社株式等の譲渡に係る同条の規定の適用については、同条第四項中「第二条第十八号の二」の規定の適用については同号イに規定

する個別所得金額に、同法第八十一条の十三第二項及び第三項の規定の適用については「とあるのは「第八十一条の十三第二項及び第四項の規定の適用については、」と、「、それぞれ含まれる」とあるのは「含まれる」とする。

(特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例に関する経過措置)

第一百四十七条 新租税特別措置法第六十八条の百八第一項の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が平成十九年一月一日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(経営革新計画を実施する連結親法人である中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用に関する経過措置)

第一百四十八条 新租税特別措置法第六十八条の百九第一項の規定は、同項に規定する連結法人の連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用する。

(連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用に関する経過措置)

第一百四十九条 旧租税特別措置法第六十八条の百九第一項又は第二項に規定する連結法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(相続税及び贈与税の特例に関する経過措置)

第一百五十条 新租税特別措置法第六十九条の四第八項及び第六十九条の五第十四項の規定は、施行日以後に相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。）により取得する財産（施行日以後に新相続税法第二十二条の九第五項に規定する特定贈与者の相続の開始があった場合において、新相続税法第二十二条の十六第一項の規定により同項に規定する相続により取得するものとみなされる財産を含む。）に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した財産（施行日前に旧相続税法第二十二条の九第五項に規定する特定贈与者の相続の開始があった場合において、旧相続税法第二十二条の十六第一項の規定により同項に規定する相続により取得したものとみなされる財産を含む。）に係る相続税については、なお従前の例による。

新租税特別措置法第七十条の四の規定は、施行日以後に同条第二十九項各号に掲げる場合に該当することとなる同条第一項の規定の適用を受ける贈与税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第七十条の四第二十九項各号に掲げる場合に該当することとなった同条第一項の規定の適用を受けていた贈与税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第七十条の六（第三十三項に係る部分を除く。）の規定は、施行日以後に同条第三十五項各号に掲げる場合に該当することとなる同条第一項の規定の適用を受ける相続税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第七十条の六第三十五項各号に掲げる場合に該当することとなった同条第一項の規定の適用を受けていた相続税については、なお従前の例による。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第一百五十二条 個人又は法人が、施行日前に受けた旧租税特別措置法第七十二条の規定による不動産に関する登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第七十八条の規定は、施行日以後にされる同条に規定する農林漁業者に対する貸付けに係る債権を担保するために受けた抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされた旧租税特別措置法第七十八条に規定する農林漁業者に対する貸付けに係る債権を担保するために受けた抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 農林中央金庫又は旧租税特別措置法第七十八条の二第一項に規定する信用農業協同組合連合会が、施行日前に同項に規定する事業譲渡若しくは全部事業譲渡又は信用事業の全部を譲り受けたことにより不動産に関する権利を取得した場合における当該不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 農業協同組合が、施行日前に旧租税特別措置法第七十八条の二第二項に規定する権利義務の承継をした場合における当該承継に係る不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第七十八条の二第一項の規定は、施行日以後に漁業協同組合が同項に規定する権利義務の承継をする場合における当該承継に係る不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に漁業協同組合が旧租税特別措置法第七十八条の二第四項に規定する権利義務の承継をした場合における当該承継に係る不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第七十八条の二第二項の規定は、施行日以後に漁業協同組合が

同項に規定する合併をする場合において当該合併により取得する不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に漁業協同組合が旧租税特別措置法第七十八条の二第五項に規定する合併をした場合において当該合併により譲得した不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7 施行日前に、漁業を営む者が建造し、又は取得した旧租税特別措置法第七十九条第一項に規定する漁船に係る所有権の保存若しくは移転の登記又は当該漁船を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

8 施行日前に、旧租税特別措置法第七十九条第三項に規定する海上運送事業者が建造し、又は取得した同項に規定する国際船舶に係る所有権の保存の登記又は当該国際船舶を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

9 新租税特別措置法第七十九条の規定は、施行日以後にされる同条第一項に規定する勧告若しくは指示又は認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされた旧租税特別措置法第八十条に規定する勧告若しくは指示又は認定に係る同条各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

10 施行日から会社法施行日の前日までの間における新租税特別措置法第七十九条の規定の適用については、同条第一項第四号中「資本金若しくは出資金の額」とあるのは、「資本若しくは出資」とする。

11 新租税特別措置法第八十条の規定は、施行日以後にされる同条第一項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされた旧租税特別措置法第八十条の二第一項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

12 施行日から会社法施行日の前日までの間における新租税特別措置法第八十条の規定の適用については、同条第一項第四号中「資本金若しくは出資金の額」とあるのは、「資本若しくは出資」とする。

13 新租税特別措置法第八十条の二の規定は、施行日以後にされる同条第一項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされた旧租税特別措置法第八十条の三第一項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

施行日から会社法施行日の前日までの間における新租税特別措置法第八十一条第一項、第二項及び第五項から第七項までの規定の適用については、これらの規定中「株式会社」とあるのは、「株式会社又は有限会社」とする。

15 施行日前に株式会社又は有限会社が新設分割又は吸収分割により旧租税特別措置法第八十一条第一項の表の各号の上欄に掲げる権利の取得をした場合における当該権利に係る登記又は登録に係る登録免許税については、同項及び同条第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「新設分割」とあるのは「新設分割」と、「取得し」とあるのは「取得した場合には」と、「登記又は」であるのは「受ける登記又は」と、「を受ける場合には、当該登記等に係る」とあるのは「に係る」と、同条第二項中「新設分割」とあるのは「新設分割」とする。

16 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第八十一条第一項の規定の適用がある場合における旧租税特別措置法第七十二条第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「合併」とあるのは、「合併若しくは分割」とする。

17 施行日前に株式会社又は有限会社が新設分割又は吸収分割により旧租税特別措置法第八十一条第一項の表の各号の上欄に掲げる権利の取得をした場合において、施行日前に旧租税特別措置法第八十条に規定する勧告若しくは指示若しくは認定、旧租税特別措置法第八十条の二第一項に規定する認定又は旧租税特別措置法第八十条の第三第一項に規定する認定があったときは、当該権利に係る登記に係る登録免許税については、なお從前の例による。

18 施行日前に旧租税特別措置法第八十三条第一項に規定する国土交通大臣の認定を受けた場合における同項に規定する事業区域内の土地の所有権の移転の登記、同条第三項に規定する建築物の所有権の保存の登記又は同条第四項の認定民間都市再生事業計画に従つて建築された建築物の敷地の用に供されている土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお從前の例による。

19 新租税特別措置法第八十三条の三第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する特定目的会社が取得する同項に規定する特定不動産で同項第二号の要件を満たすもの又は指名金銭債権に係る同項に規定する不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条の三第一項に規定する特定目的会社が取得した同項に規定する特定不動産で同項第二号の要件を満たすもの又は指名金銭債権に係る同項に規定する不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお從前の例による。

新租税特別措置法第八十三条の三第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する信託会社等が同項に規定する不動産の所有権を取得する場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条の三第二項に規定する信託会社等が同項に規定する不動産の所有権を取得した場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

21 新租税特別措置法第八十三条の三第三項の規定は、施行日以後に同項に規定する投資法人が同項に規定する不動産の所有権を取得する場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条の三第三項に規定する投資法人が同項に規定する不動産の所有権を取得した場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(酒税の特例に関する経過措置)

第一百五十二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、平成十八年五月一日前に課した、又は課すべきであった酒税については、なお従前の例による。

2 平成十八年五月一日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(たばこ税の特例に関する一般的経過措置)

第一百五十三条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第十三条の規定（租税特別措置法第八十八条の改正規定及び同法第八十八条の二の改正規定）（「平成十八年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める部分を除く。）に限る。（）の施行前に課した、又は課すべきであつたたばこ税については、なお従前の例による。

(未納税移出等に係る経過措置)

第一百五十四条 平成十八年七月一日前に製造たばこの製造場から移出された製造たばこで、たばこ税法第十二条第三項（同法第十四条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出又は承認に係る（当該届出又は承認に係る同法第十二条第三項各号に掲げる日が同月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、新租税特別措置法第八十八条第